

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に係る施行令等の改正案に関するパブリックコメントの結果について

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日  
 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
 環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

### 1. 概要

フロン回収・破壊法の改正に伴い制定・改正される政令・省令の案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 募集期間 : 平成18年10月6日(金)～平成18年11月4日(土)
- (2) 告知方法 : 経済産業省及び環境省ホームページでの告知、窓口配布並びに記者発表
- (3) 提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

### 2. 意見の提出件数 8 通

内訳

郵送	1 通	民間企業	3 通
ファクシミリ	2 通	事業者団体	2 通
電子メール	5 通	個人・その他	3 通
合計	8 通	合計	8 通

### 3. 整理した意見の総数 5 5 件

内訳

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の改正案の概要	6 件
報告徴収の対象及びその内容について	5 件
立入検査の対象及びその対象物について	1 件
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の改正案の概要	4 9 件
行程管理制度の創設に伴う書面の手続き、記載事項、保存期間の追加	4 6 件
書面関係	4 3 件
都道府県知事への報告期限	3 件
その他	3 件
第一種特定製品の種類の変更	2 件
書面の電磁的記録等による保存等	1 件
合計	5 5 件

4．意見に対する考え方  
別紙のとおり

5．その他の意見、質問

パブリックコメントの意見募集対象とは別に、改正法の内容や解釈に関する意見・質問が12件寄せられました。これらの意見・質問については、今後、説明会の開催や、運用の手引き・パンフレット等の作成配布を通じて、内容の明確化、周知に努めてまいります。

同様に、既存制度に関する意見が3件寄せられました。これらの意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に係る施行令等の改正案への御意見に対する  
考え方

I 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の改正案の概要

No.	条項	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
1	1.(1)	報告徴収	整備時のフロン回収には「委託確認書」や「引取証明書」といった書面が存在しないが、施行令案には、「(1)第一種特定製品整備者 フロン類の回収の委託又は引渡しの実施状況」とある。 整備時のフロン回収については、どのような書面等又は記録等について報告徴収を求めることがあるのか。	1	整備者と回収業者間で結ばれた契約書や領収書等の書面等について報告徴収を求めることがあると考えます。
2	1.(2)、(3)、(4)	報告徴収	「書面」、「委託確認書」、「引取証明書」の用語については、法律との関係を明確化するため、「法第 条第 項に規定する書面…」というように法律を引用した表現に修正した方がよい。	4	条文の表現については、法制技術的な観点から適切なものとしします。
3	2.	立入検査	都道府県知事のみならず、主務大臣も廃棄等実施者及び引渡受託者に立入検査できることとすべきではないか。 また、各都道府県知事が全ての廃棄等実施者及び引渡受託者に立入検査できることを明確にすべきではないか。	1	改正法においては、フロン類の廃棄等から引渡し、回収までのプロセスに係る規定の適正な実施については、都道府県知事にゆだねている(法第20条の2第4項、第23条及び第24条等)ことから、これらの者に対する立入検査は都道府県知事が行うことが適当と考えています。なお、現行の政令でも国と都道府県の立入検査ができる対象は法律の指導等の対象に沿ったものとなっています。 また、法第44条において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第一種特定製品廃棄等実施者(廃棄等実施者)や第一種フロン類引渡受託者(受託者)等に対し立入検査を行うことができるとされています。

## II 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の改正案の概要

No.	条項	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
1	1.	行程管理制度 (書面の名称)	行程管理制度で使用する書面類について、法19条の3第1項等で規定されている「書面」は、単に「書面」ではなく、それだけで内容を理解できる固有の名称を示していただきたい。	5	本規則では誤解を生じないよう法律の用語を用いたいと考えています。御意見につきましては、パンフレット等の作成の際に検討させていただきます。
2	1.	行程管理制度 (書面の様式)	行程管理制度で使用する書面類について、法律、省令で規定された記載事項が満たされていれば、独自の様式を作成、あるいは既存の様式に必要事項を追加した書面を使用して良いか。	7	御質問の点につきましては、改正フロン回収・破壊法及び本規則に定められた記載事項等が満たされていれば、独自の様式を作成、既存の管理票に含む含まないにかかわらず、改正フロン回収・破壊法の要件を満たすと考えられます。
3	1.	行程管理制度 (書面の記載事項)	行程管理制度で使用する委託確認書について、第一種フロン類引渡受託者は、法律、省令で規定された追記事項が満たされていれば、書面類に独自の様式で追記事項を追加あるいは別紙に添付して回付して良いか。	5	御質問の点につきましては、改正フロン回収・破壊法及び本規則に定められた記載事項等が満たされていれば、書面に独自の記載事項を追加あるいは別紙に添付して差し支えありません。
4	1.	行程管理制度 (書面の様式)	行程管理制度で使用する書面類について、産業廃棄物処分業者とフロン類回収業者が同一の場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める「産業廃棄物管理票」に改正フロン回収・破壊法及び関係規則で定める書面の記載事項を記載し、交付・回付・保存することについて、改正フロン回収・破壊法で定める書面の交付、保存等の要件を満たすと解釈して良いか。	1	御質問の点につきましては、改正フロン回収・破壊法及び本規則に定められた記載事項等が満たされ、かつ、産業廃棄物と処理の流れが同じであれば、「産業廃棄物管理票」に必要事項を記載したものを使用することで、改正フロン回収・破壊法の要件を満たすと考えられますが、一般には、両法で仕組みが異なっていることから、適用については慎重に検討する必要があると考えます。
5	1.	行程管理制度 (書面の様式)	行程管理制度で使用する書面類について、国が統一した様式の書面を定め、普及する予定はあるか。	5	御質問の点につきましては、柔軟な対応が可能なように主務省令では必要最小限のことを定めることとし、国において省令で様式を統一することまでは考えておりません。
6	1.	行程管理制度 (書面の写し)	行程管理制度で使用する書面類について、書面の写しは、書面を複写機でコピーしたものでもよいか。カーボンを通して複写する必要があるか。カーボンを通して複写する必要がある場合は、書面の様式を統一した上で、カーボン複写が可能な用紙の入手先(作成元)を準備することを検討してほしい。	17	書面の写しは、書面を複写機でコピーしたもの、カーボンを通して複写したもののいずれでもよいと考えております。
7	1.(1)、 (2)、(4)	行程管理制度 (書面の記載事項)	必要とされる、確認結果説明書・回収依頼書・委託確認書・引取証明書等の内容について、「(二)第一種特定製品の種類及び数」とあるが、記載事項が不十分である。機器のメーカー名・種類及び機器名・製造NO・想定充填フロンガスの量については、最小限必要な事項として記載すべき。	1	フロン類の回収を適切に行う上で最小限必要なものを法律及び省令で定めているものです。ご指摘の内容については、フロンの回収を適切に行う上で必ずしも必要になるとは考えておりません。

No.	条項	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
8	1.(4)	行程管理制度 (書面の記載事項)	法第19条の3第1項の書面と同一にするため、法第19条の3第4項の書面の記載事項に、書面の発行者である第一種特定製品廃棄等実施者の「氏名又は名称及び住所」を追加すべき。	1	御指摘を踏まえ、「第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所」を追加するとともに、御意見の趣旨を踏まえ、「引渡しを委託したフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在」を追加いたします。
9	1.(5)	行程管理制度 (書面の記載事項)	法第19条の3第5項の委託確認書の回付について、委託確認書の他の記載者と同一にするため、「当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所」を追加してほしい。	1	「第一種フロン類引渡再受託者(第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者)の氏名又は名称及び住所」として既に記載されているところです。
10	1.(10)	行程管理制度 (都道府県知事への報告期限)	「報告の期限は書面又は委託確認書の交付の日から30日とする」を「報告の期限は書面又は委託確認書の交付の日、あるいは書面又は委託確認書にフロン回収の作業期日が記載されている場合は、その作業期日の日から30日とする」に修正すべき。	1	引取証明書等の交付等を受けるまでの期間に関しては、フロン類の回収を適切に行う上で、フロン回収の依頼や委託が行われてからなるべく短い期間で行われることが望ましいと考えています。実際のフロンの回収が数日にもわたって行われることはあまり想定されず、30日という期間は書面が交付されてから日数が経過する場合も考慮して設定されたものです。
11	1.(10)	行程管理制度 (都道府県知事への報告期限)	建物の解体工事に伴うフロン回収で、回収業者が解体工事の施主(建物の持ち主)から直接フロン回収を依頼された場合は、知事への報告期限は委託の場合と同様に90日でよいのではないかと。	1	解体工事に伴う場合には、解体工事の契約から実際の解体まで日数がかかることを踏まえ、委託確認書の交付の日から90日としているところですが、施主からフロン類の回収が直接行われる場合、解体工事の契約が行われる時点がフロン類の回収を委託された時点とはいえないことから、状況が異なると考えます。
12	1.(10)	行程管理制度 (都道府県知事への報告期限)	特定解体工事が否かにかかわらず、報告期限は90日に統一すべき。	1	今回の制度改正において、第一種フロン類回収業者の登録区分には変更はありません。
13	3.(1)	その他(第一種特定製品の種類の変更)	第一種特定製品の種類が2区分となり、第一種フロン類回収業者の登録において、その業務内容も2区分になる。登録内容区分表示で第三者が適正に回収依頼の判別ができる登録表示になるような設定を行うべき。	1	御質問の点につきましては、第一種フロン類回収業者としての登録が必要です。法第18条の2第1項において、第一種特定製品整備者が第一種特定製品の整備に際してフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならないこととなっております。
14	3.(1)	その他(第一種特定製品の種類の変更)	第一種フロン類回収業者の登録について、整備時においてフロン類の回収を行うときも、同一書面による第一種フロン類回収業者の登録手続きが必要か。	1	御質問の点につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている電子マニフェストは、同法に基づき指定された法人がその業務を行っており、廃棄物処理法以外の業務を行わせることは現時点では困難であると考えます。
15	3.(3)	その他(書面の電磁的記録等による保存等)	法改正に伴い新たに規定された書面について、電磁的記録によって保存等(保存、作成、閲覧又は交付等)ができるようにするとされているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で定める「電子マニフェスト」に改正フロン回収・破壊法及び関係規則で定める必要事項を記載することにより、電磁的記録による保存等の要件を満たすという解釈としてほしい。	1	

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案に対するパブリックコメントの結果について

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日  
 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室  
 国土交通省総合政策局国土環境・調整課  
 環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

## 1. 概要

フロン回収・破壊法の改正に伴い制定される省令案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 募集期間 : 平成18年10月6日(金)～平成18年11月4日(土)
- (2) 告知方法 : 経済産業省、国土交通省及び環境省ホームページでの告知、窓口配布並びに記者発表
- (3) 提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

## 2. 意見の提出件数 1通

内訳

ファックス	1 通	事業者団体	1 通
-------	-----	-------	-----

## 3. 整理した意見の総数 3件

内訳

記載事項に関する意見	1件
書面の様式に関する意見	2件
合計	3件

## 4. 意見に対する考え方

別紙のとおり

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令案への御意見に対する考え方

No.	条項	分類	御意見等の概要	件	御意見等に対する考え方
1	-	記載事項	法第19条の3第1項に規定する、第一種特定製品廃棄等実施者が記載する事項に一致させるため、記載事項のうち「第一種特定製品の設置の有無」を「第一種特定製品の有無及び有りの場合は第一種特定製品の種類及び数」とする。	1	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者（第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者）に対して、請け負おうとする解体工事の建物中の第一種特定製品の有無を説明する目的は、フロン回収・破壊法上の義務を特定解体工事発注者に認識させることにより、第一種フロン類回収業者への引渡しを促すことにあり、特定解体工事元請業者が交付する書面に第一種特定製品の種類及び数を記載することは当該目的になじまないため、本省令で義務づけることは適当ではないと考えます。
2	-	その他	ここで示された項目の記載事項が満たされていれば、特定解体工事元請業者がそれぞれ独自の様式の書面を作成して良いと解釈してよいか。	1	本省令で規定するのは記載事項のみであり、記載事項が全て満たされた書面であれば、その書面をお使いいただき差し支えないと考えます。
3	-	その他	統一した様式の書面を定め、手引書等で広報する計画があるか。	1	御質問の点につきましては、柔軟な対応が可能なように主務省令では必要最小限のことを定めることとし、国において省令で様式を統一することまでは考えておりません。